



藤岡市外へ住所を移される方へ 【転出】

本日は大変お疲れ様でした。新住所地で転入の際に必要な書類は

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 転出証明書 | 3. 年金手帳（国民年金加入者の方） |
| 2. 本人確認書類（官公署発行の顔写真付き）
（外国人の方は在留カード・特別永住者証明書） | 4. マイナンバーカード |

です。新しい住所に住み始めた日から14日以内に新住所地で転入の手続きをお願いいたします。

どの手続きの際にも「本人確認書類」を必ず持参するようお願いいたします。

また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

藤岡市役所 本庁 0274-22-1211（代） 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
 鬼石総合支所 0274-52-3111（代） 〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

◎藤岡市役所の開庁時間は『平日午前8時30分から午後5時15分まで』となっています。

◎毎週水曜日に、本庁舎1階フロア「市民課・保険年金課・納税相談課・税務課」は『午後8時まで』、

鬼石総合支所「鬼石振興課 鬼石住民係」は『午後7時まで』夜間窓口を実施しています。

※手続きによっては夜間窓口で受付できないものもありますので、事前に担当課へご確認ください。

※通知カードは、番号法施行令の一部改正により氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく

変更手続きがとられている場合に限り利用可能となります。（令和2年5月25日以降変更手続きは行えません。）

対象者	担当課	藤岡市役所で必要な手続き 『手続き名』◎手続きに必要なもの	転入先で必要なもの
印鑑登録 をされていた方	本庁舎 1階 (③・④番窓口) 市民課 市民窓口係 直通40-2256	☆『印鑑登録証の返納』 ※転出日で自動的に廃止となりますので、改めて手続きは必要ありません。	必要な方は、転入後、転入先でご相談の上、印鑑登録申請をしてください。
住基カードまたは マイナンバーカード をお持ちの方		『特に手続きは不要です』 転入先で継続利用の手続きが必要です。 ※転出日から一定期間内に転入しない場合、カードが失効することがあります。	◎住基カードまたはマイナンバーカード ◎住基カードまたはマイナンバーカードの暗証番号
登録型本人通知制度 に登録されている方		☆『本人通知制度事前登録変更・廃止届』 ◎本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書 ◎本人確認書類	
国民健康保険証 をお持ちの方	本庁舎 1階 (⑥番窓口) 保険年金課 国保係 直通40-2822 医療年金係 直通40-2259	☆ 学生の方で住所地特例を希望する方 『国民健康保険の差替え』 ◎国民健康保険証 ◎在学証明書または学生証 ◎マイナンバーカード（または※通知カードと顔写真付身分証明書）	転入先の担当課へ藤岡市で国民健康保険に加入していることをお伝えください。
		☆ 施設入所の方で住所地特例となる方 『国民健康保険の差替え』 ◎国民健康保険証 ◎施設の資料 ◎マイナンバーカード（または通知カード（※）と顔写真付身分証明書）	◎藤岡市で差替え交付された国民健康保険証
		☆ 上記以外の方 『国民健康保険の返却』 ◎国民健康保険証	転入先の担当課へご相談ください。
70歳～74歳 の国民健康保険加入の方		☆『国民健康保険高齢受給者証の返却』 ◎国民健康保険高齢受給者証	転入先の担当課へご相談ください。
75歳以上 (一定以上障害のある65歳以上) の方	☆『後期高齢者医療資格喪失（変更）届』 『後期高齢者医療被保険者証の返却』 ◎後期高齢者医療被保険者証 ◎マイナンバーカード（または通知カード（※）と顔写真付身分証明書）	◎負担区分等証明書	
福祉医療費 受給資格者証 (ピンク色) をお持ちの方	☆『福祉医療費受給資格者証の返却』 『福祉医療費受給資格喪失届』 『福祉医療費交付状況証明書の申請』 (県内へ住所を移すときのみ) ◎健康保険証 ◎福祉医療費受給資格者証	◎印鑑 ◎健康保険証 ◎福祉医療費交付状況証明書 (県内へ住所を移すときのみ) 等必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。	
市税等の未納 のある方	本庁舎 1階 (⑦番窓口) 納税相談課 納税係 直通40-2831	『市税等未納額の納付』 市税等に未納額がある方は、必ず納税係へご相談ください。	

☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

裏面に続きます

対象者	担当課	藤岡市役所で必要な手続き 『手続き名』・手続きに必要なもの	転入先で必要なもの
軽自動車等の所有者等	本庁舎1階 (◎番窓口) 税務課 市民税係 直通40-2803	☆『原動機付自転車等の名義変更、廃車手続き』 担当課へご相談ください。 ◎「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」または「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」 ◎標識	
犬 を飼っている方	本庁舎 1階 環境課 生活保全係 直通40-2264	『特に手続きは不要です』 転入先で犬及び所有者の所在地変更手続きをしてください。	◎犬の鑑札、愛犬手帳、 犬の登録情報がわかるもの 等が必要になりますので、転入先の担当課へご相談ください。
市営住宅 にお住まいだった方	中庁舎 1階 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。	
上・下水道の使用を中止 される方	東庁舎 1階 経営課 料金担当 直通22-1951	『使用中止の届出』 電話での受付も可能です。なお、料金の精算が必要になります。土・日・祝日も 開庁時間内は受付をしております。	
特別障害者手当 障害児福祉手当 を受給・加入されている方	福祉会館1階	『特に手続きは不要です』	◎障害者手帳 等必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。
障害福祉サービス 自立支援医療 (精神通院医療) を受けていた方	福祉課 障害福祉係 直通40-2384	『特に手続きは不要です』	◎障害支援区分認定証明書 ◎障害福祉サービス受給者証 等必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。
介護保険の要介護・要支援認定 を受けている方	福祉会館2階 介護保険課 介護保険係 直通40-2292	施設入所で住所地特例となる方 『特に手続きは不要です』 上記以外の方 『介護保険証の返却』 ◎介護保険証 『介護保険負担割合証の返却』 ◎介護保険負担割合証	施設入所で住所地特例となる方 特にありません。 上記以外の方 ◎介護保険受給資格証明書またはマイナンバーカード（または通知カード（※）と顔写真付身分証明書）
児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受給されている方	保健センター1階	『転出届』	転入先で必要な書類が個別のケースで異なりますので、藤岡市の担当：子ども家庭支援係 で転出時にご相談ください。
児童手当受給者 (中学生までの子ども) の方	子ども課 子ども家庭支援係 直通40-2286	☆『消滅届』または『申立書』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。	◎本人確認書類 ◎請求者名義の預金通帳 ◎請求者名義の健康保険証 ◎請求者、配偶者のマイナンバー *子どものマイナンバー（子どもと別居の場合） その他必要な場合がありますので、 転入先の担当課へご相談ください。
保育所・幼稚園・認定こども園 に入園されている方	児童福祉係 直通40-2385	『保育実施解除申請書』 『教育・保育給付認定変更届出書』 転出後も市内の保育所等を希望する場合は、児童福祉係へご相談ください。	
妊娠中 の方	母子保健係 直通40-2268 内線2272	『特に手続きは不要です』 転入先で未使用の妊婦健康診査受診票の差し替えをしてください。	◎妊婦健康診査受診票・産婦健診受診票・ 新生児聴覚検査受診票 ◎母子健康手帳
予防接種が済んでいない子ども		『特に手続きは不要です』 転入先で接種が済んでいない予防接種の予診票の差し替えをしてください。	◎母子健康手帳
公立小中学校 の子の保護者	教育庁舎2階 学校教育課 学校指導係 直通50-8212	『特に手続きは不要です』(別紙参照) ただし藤岡市から転出後、引き続き藤岡市内の学校に通学を希望する場合は 担当：学校指導係にご相談ください。	